

東員町男女共同参画推進条例（案）に対する意見の概要と町の考え方

「東員町男女共同参画推進条例（案）」を検討するにあたり、東員町町民意見提出（パブリック・コメント）制度に関する要綱に基づき、検討途中の案を公表しパブリック・コメントを実施しましたので、その結果と提出された意見に対する町の考え方を公表します。

また、ご提出いただいた意見等は、趣旨を損なわないよう要約しています。

■意見の募集期間：平成31年1月4日（金）～1月31日（木）

■意見提出者：1人

■意見の提出方法：電子メール

■意見数：7項目

■意見の概要と町の考え方

	該当項目	意見の概要	意見に対する町の考え方
1	第2条 (定義)	「意義」という言葉の意味を調べると、1、「言葉によって表される内容」2、「物事が持つ固有の価値や重要性」とあるように、「そのもの自体が持つ価値」というニュアンスが強い言葉だと思えます。この2条の用語の、男女共同参画、町民、事業者はまだしも、ドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメントの用語について「意義」の言葉がそぐわないように思うのですが。	「用語の意義」という言葉の意味は、「言葉の意味」として多くの法律、条例等で用いられています。この場合「価値や重要性」という意味合いでは用いられていませんので、原文のとおりとします。

2	第2条 (定義)	「東員町人権が尊重されるまちづくり条例」の第2条では、町民の定義に「学ぶ人」の部分がありませんが、あえて男女共同参画推進条例にはこれを入れられた点について狙いがあるのでしょうか？	条例の前文において、「地域、家庭、職場、 <u>学校等</u> あらゆる場面で、男女が対等なパートナーとして個性と能力を発揮し、誰もが自分らしい生き方を選択できる社会になります。」と掲げています。このことから、町民の定義の中に、「学ぶ人」を加えさせていただいています。
3	第3条 (基本理念)	第3条(3)を「男女が対等な社会の一員として社会のあらゆる分野における方針の <u>立案から評価に至るまでの各過程に参画する</u> 」に変える。	原文では「男女が対等な社会の一員として社会のあらゆる分野における <u>方針の立案及び決定に参画する</u> 」とあり、この中の「決定」という語句は非常に重要なものと考えております。このことから原文のとおりとしますが、ご指摘のとおり、決定後も様々な事柄に参画していただくことは大切であると考えますので、ご意見を踏まえながら様々な施策を進めて行けますよう努めさせていただきます。
4	第3条 (基本理念)	第3条(3)を「男女が対等な社会の一員として <u>地域、家庭、職場、学校等、社会のあらゆる分野における</u> 」に変える。	「地域、家庭、職場、学校等」については、前文で規定しており、「社会のあらゆる分野」という文言に、広く含まれているため原文どおりとします。
5	第4条 (町民の役割)	第4条 町民は、男女共同参画社会についての <u>理解を深め</u> ・・・社会のあらゆる分野に自ら参画し、男女共同参画の推進に <u>取り組む</u> とともに・・・」に変える。	原文と同趣旨の表現であるため、原文どおりとします。

6	第4条 (町民の役割)	<p>第4条では「社会のあらゆる分野に自ら参画し、」とあり、とても良いと感じました。</p> <p>様々な地域活動やまちづくりに率先して、自主的に参画しようとする人が少ない現状であるから、町民自ら地域活動に積極的に参画していこうとする町民が増えていくことを期待しています。</p>	
7	第6条 (町の役割)	<p>第6条第2項、「町は・・・協力するよう<u>努めます。</u>」に変わる。</p>	<p>原文と同趣旨の表現であるため、原文どおりとします。</p>